

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による 農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減 事業協力実施に関する覚書

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、2007年4月に日中両国政府により署名された「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」及び2007年12月に発表された「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」を具体化する形で2008年5月6日に双方の間で作成された「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」及び同覚書の下で行われた双方の協力の成果に基づき、中国の「国民経済・社会発展第12次5ヶ年計画」に基づく更なる水汚染物質総量削減を積極的に支持するため、双方は、農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業及び関連する事項の協力実施について、以下のとおり一致した。

一．事業の目標

双方は、アンモニア性窒素等の水汚染物質総量規制分野に係る政策及び技術交流を強化し、モデル事業の実施を通じて、モデル地域の水汚染物質排出量を減少し、水環境を改善する。

二. 事業の内容

(一) モデル事業実施地域の選定

双方は、現地調査を通じて、3つの代表的なモデル地域を選定し、農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業を実施する。なお、モデル地域の選定については、双方による協議を基礎とした上で中国環境保護部が確定するものとする。

(二) モデル事業の実施方法

(1) 排水処理施設の建設

モデル地域の実際の状況に基づいて、アンモニア性窒素等水汚染物質総量削減を目的として、一定の技術水準と規模を備えた排水処理モデル施設を建設する。

(2) アンモニア性窒素等水汚染物質排出削減管理研究の実施

モデル事業のモニタリング評価と効果分析、アンモニア性窒素等水汚染物質総量削減技術と管理指針等を主要な研究内容とする。

(3) セミナーの開催

双方は、適当な時期に中国において「日中汚染物質総量規制に関する政策と技術の交流等に関するセミナー（仮称）」を共同で開催する。

三．事業の実施スケジュール

このモデル事業協力は 2011 年から開始し、実施期間は暫定的に 3 年と定める。

四．事業の実施

双方は、共同で事業を調整、組織して実施し、知的財産権の保護に留意した上で、人員、技術及び資金面の協力について、それぞれの所掌事務及び利用可能な予算の範囲内で支持するものとする。

五．その他の事項については、双方が協議した上で定める。

本覚書は、2011 年 4 月 28 日に韓国・釜山で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省

中華人民共和国環境保護部

松本龍

周生賢